

固定資産の 縦覧が始まります

～課税台帳の閲覧も随時受付中です！～

▶問い合わせ先

税務課固定資産税係 (☎ 82-1127)

縦覧
期間

4月1日(木)▷5月31日(月)

「縦覧」ってなあに？

縦覧帳簿の縦覧

市内の土地または家屋にかかる固定資産税の納税義務者等が、自己の所有する資産の価格が適正かどうかを判断するため、「縦覧帳簿」に記載されている他の土地や家屋の価格と比較できる制度です。

注意！

- 土地の納税義務者は土地のみ、家屋の納税義務者は家屋のみ、両資産の納税義務者は土地・家屋両方の帳簿を縦覧できます。
- 免税点未満または非課税の土地、家屋の納税義務者は縦覧できません。

縦覧期間	4月1日(木)～5月31日(月) (土・日・祝日を除く) 8時30分～17時15分 ※4月4日(日)は、税務課固定資産税係で9時～13時まで縦覧できます。
縦覧場所	税務課固定資産税係、総合事務所市民窓口課、埴生支所
縦覧内容	<土地>…所在、地番、地目、地積、価格 <家屋>…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
縦覧できる人	①土地または家屋にかかる固定資産税の納税義務者 ②納税義務者と同居の親族 ③固定資産所有者の相続人 ④納税管理人 ⑤納税義務者の代理人
持参するもの	本人確認ができるもの (運転免許証、健康保険証等) ※上記②～④に該当する方は証明する資料が、⑤に該当する人は納税義務者からの委任状が必要です。
手数料	無料

「閲覧」ってなあに？

課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者等が、固定資産課税台帳に記載された自己の所有する固定資産等の課税内容を確認できる制度です。

注意！

- 借地・借家人は、借りている資産に限り閲覧できます。

閲覧期間	土・日・祝日等の閉庁日を除き、いつでも閲覧できます。
閲覧場所	税務課固定資産税係、総合事務所市民窓口課
閲覧対象	固定資産課税台帳
閲覧できる人	①固定資産税の納税義務者 ②納税義務者と同居の親族(4月1日～5月31日までの縦覧期間に限る) ③納税義務者の相続人 ④納税管理人 ⑤借地・借家人 ⑥納税義務者の代理人
持参するもの	本人確認ができるもの (運転免許証、健康保険証等) ※上記②～⑥に該当する方は証明する資料が、⑥に該当する人は納税義務者からの委任状が必要です。
手数料	1件につき200円 (コピーした場合は1枚10円) ※縦覧期間中(4月1日～5月31日)は無料です。